

○豊中市伊丹市クリーンランド公告式条例

制定 昭和36年 3 月20日 条例第 1 号

改正 昭和37年 7 月10日 条例第 3 号

平成 5 年 3 月 3 日 条例第 1 号

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

第 2 条 組合の条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 組合の条例の公布は、組合の掲示場及び関係市役所の掲示場に掲示して行なう。

第 3 条 前条の規定は、組合の規則に準用する。

第 4 条 組合の条例及び規則を除くほか、管理者が定める規程その他の公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者の印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程その他の公告式に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年 7 月10日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。